

資格取得届・被扶養者異動届（認定）にはマイナンバーの記載をお忘れなく

平素は、当健康保険組合の事務運営につきまして、格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けて、医療機関等に受診する際のマイナンバーカードによる被保険者資格の確認を円滑に行うため、

- ・資格取得届への被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化すること
 - ・健保組合は事業主様からのお届けから5日以内に資格情報等の登録を行うこと
- とした厚生労働省令の改正が行われ、令和5年6月1日から施行されました。

つきましては、当健保組合における取り扱いと、ご承知いただきたい事項を以下のとおりご連絡いたします。

当健保組合では、従来より資格取得届及び被扶養者異動届（認定）の届出に個人番号及び5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）の記載を必須としております。ただし、出生時の被扶養者認定と来日まもない外国人の資格取得及び被扶養者認定においては、届出時点で個人番号が未発行場合のみ、後日、個人番号の届出をしていただいております。

また、通常、取得や認定は受付当日に処理を行っておりますが、個人番号の届出が後日となる方につきましては、保険証は発行しますが、個人番号の登録は行われておりませんので、医療機関等でマイナンバーカードによるオンライン資格確認をした場合に「資格なし」と表示されることとなります。保険証を提示することで医療機関等へ受診できますが、速やかに個人番号の届出をしていただくようご周知ください。

なお、当健保組合では、新規加入者の個人番号をすべて事業主様の届出により取得します。これまで検知された不一致事例につきましても、事業所様へ確認し、修正する取り扱いをしておりました。誤登録の可能性がある照会方法及び不適切な確認作業は行っておらず、このたび行われた過去に登録した加入者の情報の修正も発生しておりません。

今回の改正による手続きの変更はありませんが、不備なく速やかにお届出いただきますよう今後ともよろしくお願ひいたします。